

事 務 連 絡
平成28年4月4日

日本バイオセラピー学会

御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

再生医療等安全性確保法説明会（認定再生医療等委員会関係）の
開催について（関東信越厚生局）

標記について、別添実施要領のとおり、関東信越厚生局主催の再生医療等安全性確保法説明会（認定再生医療等委員会関係）が開催されますので、お知らせいたします。

なお、当説明会に関するお問い合わせにつきましては、関東信越厚生局健康福祉部医事課（代表：048-740-0758）まで、御連絡くださいますよう、お願いいたします。

記

1. 再生医療等安全性確保法説明会（認定再生医療等委員会関係）実施要領

再生医療等安全性確保法説明会（認定再生医療等委員会関係）実施要領

1 目 的

平成26年11月25日再生医療等安全性確保法が施行され、医療機関が再生医療等を提供する際には再生医療等提供計画の提出が必要となった。

認定再生医療等委員会は、医療機関から再生医療等提供計画に対する意見を求められた場合に、再生医療等提供基準に照らして、その提供の適否等について審査をする「審査等業務」を行う委員会であるが、認定再生医療等委員会を設置している医療機関等に対して、

- ・委員会の設置に係る認定申請等の必要な手続きについて、正確に理解してもらうこと。
- ・委員会の審査等業務の適切な実施のために必要な事項について、正確に理解してもらうこと。
- ・委員会の運営に係る認定事項の変更等の必要な手続きについて、正確に理解してもらうこと。

これらを目的として説明会を開催する。

2 主 催 者

厚生労働省関東信越厚生局

3 開催日時

平成28年4月21日（木）午後2時～4時

4 開催場所

さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂（400名収容）

5 内 容 等

再生医療等安全性確保法に基づく必要な手続きのうち、

- ・認定再生医療等委員会に関すること

について、医事課 再生医療等推進専門官 ほかから説明する。

6 対 象 者

- ・認定再生医療等委員会を設置運営している（しようとする）医療機関、大学及び団体等
- ・その他（再生医療等を提供している（しようとする）医療機関など）

7 参加者の申込み方法及び決定方法

当局HPへ開催案内を掲載すると同時に、委員会設置者に対して電子メールで開催を周知する。参加希望者はファクス又は電子メールにて申込む。参加者の決定方法は申込先着順とし、収容人員に達し次第締め切る。

【会場案内図】



【会場】 さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂

【交通】 JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」徒歩3分

※湘南新宿ラインは止まりませんのでご注意下さい。

JR埼京線「北与野駅」徒歩10分

